

公 告

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供します。

令和3年3月15日

松阪市長 竹上 真人

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集 青田1	松阪市飯高 町青田字上 山1129 -35他	5094 ウ-40他	山林 他	5.35	5年 (R8.3.14)	詳細は、別添経営管理権 集積計画のとおり

2 縦覧場所

松阪市 産業文化部 林業振興課

松阪市ホームページ

3 本公告により、松阪市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。